

当座勘定規定

1. ～10. (省略)

11. (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14.6% (年 365 日の日割計算) とし、当組合所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12. ～32. (省略)

(令和7年5月1日現在)

当座勘定規定

1. ～10. (省略)

11. (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は、**当組合所定の方法**によって計算します。
- (3) 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12. ～32. (省略)

(令和7年4月1日現在)

総合口座取引規定

1. ～5. (省略)

6. (貯金利息の支払い)

- (1) 普通貯金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、**毎年2月と8月**の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることとはできません。

9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、**毎年2月と8月**の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.5%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、**年14.6%**（年365日の日割計算）とします。

10. ～23. (省略)

以 上
(令和7年5月1日現在)

総合口座取引規定

1. ～5. (省略)

6. (貯金利息の支払い)

- (1) 普通貯金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、**年2回**の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることとはできません。

9. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、**年2回**の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.5%を加えた利率
 - ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③ この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、**当組合所定の利率**（年365日の日割計算）とします。

10. ～23. (省略)

以 上
(令和7年4月1日現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～8. （省略）

9. （貸越金利息等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年 **2月と8月** の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、**年14.6%**（年365日の日割計算）とします。

10. ～23. （省略）

（令和7年5月1日現在）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1. ～8. （省略）

9. （貸越金利息等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、**年2回**の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期貯金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期貯金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- E 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定利回りに年0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金、定期積金の全額の解約または担保解除により、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、**組合所定の利率**（年365日の日割計算）とします。

10. ～23. （省略）

（令和7年4月1日現在）